

# 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説 (案)

平成 17 年 7 月

国土交通省河川局砂防部砂防計画課  
国土交通省国土技術政策総合研究所  
危機管理技術研究センター

# 目 次

## 作成指針一覧

第1章 総 説 .....	1
1.目的 .....	1
2.定義 .....	3
3.本指針の適用範囲.....	4
第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目.....	5
第3章 土砂災害ハザードマップの作成.....	7
1.資料収集 .....	8
2.地区単位の設定.....	8
3.基図の作成 .....	9
3.1 基図の縮尺 .....	9
3.2 基図に使用する地図 .....	9
4.土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力.....	9
5.共通項目・地域項目の記載.....	10
5.1 共通項目の記載 .....	10
5.2 地域項目の記載 .....	16
6.住民等からの意見の反映.....	22
第4章 住民等への周知・普及.....	23
第5章 その他 .....	24
1.広域的な警戒避難計画.....	24
2.記載内容の更新.....	24

---

## 参考資料

## 作成指針一覧

<b>第1章 総説</b>		
1. 目的	-----	(第1)
2. 定義	-----	(第2)
3. 本指針の適用範囲	-----	(第3)
<b>第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目</b>		(第4)
<b>第3章 土砂災害ハザードマップの作成</b>		
1. 資料収集	-----	(第5)
2. 地区単位の設定	-----	(第6)
3. 基図の作成	-----	(第7)
4. 土砂災害ハザードマップ作成のための 支援及び協力	-----	(第8)
5. 共通項目・地域項目の記載		
5.1 共通項目の記載	-----	(第9)
5.2 地域項目の記載	-----	(第10)
6. 住民等からの意見の反映	-----	(第11)
<b>第4章 住民等への周知・普及</b>		(第12)
<b>第5章 その他</b>		
1. 広域的な警戒避難計画	-----	(第13)
2. 記載内容の更新	-----	(第14)

( )内の番号は作成指針番号と対応

図 本指針の構成

## 第1 目的

この指針は、市町村の長が土砂災害に関するハザードマップを作成するに当たって留意すべき基本的事項を定めることにより、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)第7条第3項の規定による警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置に資することを目的とする。

## 第2 定義

「土砂災害ハザードマップ」とは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、土砂災害警戒区域等という。)並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項(土砂災害に関する情報の伝達方法 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項 その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項)を記載したものをいう。

## 第3 本指針の適用範囲

本指針は、土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村の長が、土砂災害ハザードマップを作成する場合に適用する。なお、土砂災害危険区域図等を活用して作成する場合においても、本指針を参考にする。

## 第4 土砂災害ハザードマップの記載項目

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載する。その際、「共通項目」については必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載する。

## 第5 資料収集

土砂災害ハザードマップ作成に必要な基図、市町村地域防災計画、土砂災害危険区域情報などの関連資料を地域の実情に応じて収集する。

## 第6 地区単位の設定

土砂災害ハザードマップは、同一避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を設定し、その地区単位を基本として作成する。

## 第7 基図の作成

土砂災害ハザードマップに用いる基図は、ハザードマップの作成単位、使用する地図の図化範囲等を考慮した上で作成する。

## 第8 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

国及び都道府県は、市町村の長が土砂災害ハザードマップを作成するにあたっては、基礎調査結果による土砂災害警戒区域等の区域図、自然現象の種類等を基礎資料として提供するほか、警戒避難に関する技術的支援を積極的に行う。

## 第9 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第7条第3項に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載する項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

(1)土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

(2)土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

(3)急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき「地区単位（避難単位）」ごとの避難場所、名称、所在地、連絡先等を記載する。

## 第10 地域項目の記載

「地域項目」とは、土砂災害防止法第7条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要に応じて記載する項目で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいう。記載する項目については作成主体である市町村の長が地域の特性や実情に応じて判断する。

#### 第1-1 住民等からの意見の反映

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの作成にあたって、説明会の開催等により、住民等の意見が反映されるように努める。

#### 第1-2 住民等への周知・普及

市町村の長は、作成した土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、速やかに公表・配布し、その周知・普及を図る。

#### 第1-3 広域的な警戒避難計画

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、当該市町村の長等は市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

#### 第1-4 記載内容の更新

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの記載内容に変更があった場合には、土砂災害ハザードマップの更新を適宜行い、その周知・普及を図る。

# 第1章 総説

## 1.目的

### 第1 目的

この指針は、市町村の長が土砂災害に関するハザードマップを作成するに当たって留意すべき基本的事項を定めることにより、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)第7条第3項の規定による警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置に資することを目的とする。

### 【解説】

#### (1)我が国の土砂災害の現状と課題

我が国は、国土の約7割を急峻な地形が占め、脆弱な地質で構成されており、集中豪雨や台風により、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り(以下、「急傾斜地の崩壊等」という。)を原因とする土砂災害が全国で発生している。

これらの要因の一つとして、市街地の拡大に伴い、土砂災害の危険性に対する認識が不十分なままに、溪流の出口や斜面付近の土地等、潜在的に土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に住宅地が立地していることが挙げられる。

また、近年の土砂災害の犠牲者のうち、高齢者、障害者、乳幼児に代表される災害時要援護者の割合が高いことが課題である。

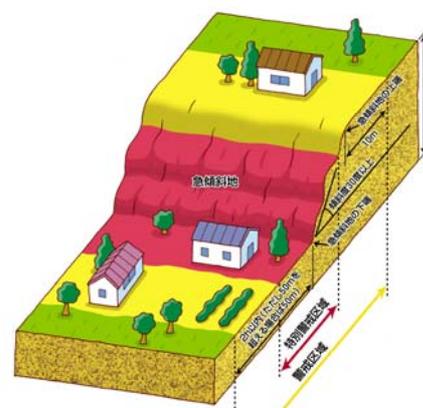
#### (2)土砂災害防止法の概要

近年の土砂災害の状況を踏まえ、「土砂災害防止法」は土砂災害から国民の生命及び身体を土砂災害から保護することを目的とし、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備を図り、土砂災害特別警戒区域では特定開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制等の施策を講じるものとしている。これらの施策を実施するため、定期的に基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定することとしている。

#### (3)土砂災害警戒区域等の内容

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。



土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域のイメージ  
(急傾斜地の崩壊)

(4)土砂災害防止法上におけるハザードマップの位置付け（土砂災害防止法第7条第3項）

土砂災害防止法第7条第3項において、市町村の長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう義務づけている。

さらに、土砂災害防止法施行規則第5条において、必要な措置について以下の通り定められている。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第7条第3項に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けられることができる状態に置くこと。

土砂災害ハザードマップはこれら土砂災害防止法の規定に基づき市町村の長が作成するものであり、適切な方法を用いて住民に周知することによって警戒区域における円滑な警戒避難を確保する。

## (5)土砂災害ハザードマップの活用

土砂災害ハザードマップは平常時における土砂災害警戒区域等の周知、防災知識の普及、土地利用調整等に活用するとともに、警戒避難時には災害時要援護者等への情報伝達、避難誘導等に活用することが望ましい。

平常時及び警戒避難時における土砂災害ハザードマップの活用例を表 - 1 に示す。

表 -1 土砂災害ハザードマップの活用例

時期	行政	住民
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害に強い地域づくりの推進</li> <li>災害時要援護者の具体的な避難及び救護方法の検討</li> <li>防災知識の普及</li> <li>防災意識の高揚</li> <li>自主防災組織の育成</li> <li>防災教育、避難訓練</li> <li>土地利用調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の住んでいる地域の土砂災害履歴、土砂災害の可能性についての理解促進</li> <li>土砂災害に備えて、非常持ち出し品の準備など被害軽減の工夫</li> <li>土砂災害に関する教育や避難訓練の実施</li> <li>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域における土地利用、建築構造の参考</li> <li>自主避難時、避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時における適切な避難場所・避難路の確認</li> </ul>
警戒避難時	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供（気象情報・土砂災害警戒情報など）</li> <li>災害時要援護者への配慮</li> <li>土砂災害が発生した場合の避難場所、避難路の確認</li> <li>避難情報の伝達</li> <li>避難場所の開設</li> <li>避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常持ち出し品を携行しての避難</li> <li>自主避難時、避難準備情報・避難勧告・避難指示発令時における適切な避難場所・避難路の確認・避難</li> </ul>

## 2.定義

### 第2 定義

「土砂災害ハザードマップ」とは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、土砂災害警戒区域等という。)並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項(土砂災害に関する情報の伝達方法 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項 その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項)を記載したものをいう。

### 【解説】

土砂災害の発生原因となる自然現象について

土砂災害の発生原因となる自然現象とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの三現象である。

土砂災害に関する情報の伝達方法について

土砂災害に関する情報の伝達方法とは、行政、住民等が相互に土砂災害に関する情報を共有するために必要な伝達手段、伝達経路等を指し、以下に示すものが例として挙げられる。

- ・ホームページでの土砂災害警戒区域等の公開(平常時)
- ・防災行政無線、サイレン、広報車、電話、FAX等による避難勧告等の周知(警戒避難時)

急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項について

急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項とは、避難場所に関する情報（所在地、連絡先等）や、避難路等である。

その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項とは、上記3項目以外で警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を指し、以下に示すものが例として挙げられる。

- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- ・避難準備情報、避難勧告・避難指示
- ・土砂災害危険区域の位置
- ・災害時要援護者関連施設の位置及びその施設への土砂災害に関する情報、予警報等の伝達方法
- ・土砂災害の特徴
- ・土砂災害の前兆現象 など

### 3.本指針の適用範囲

#### 第3 本指針の適用範囲

本指針は、土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村の長が、土砂災害ハザードマップを作成する場合に適用する。なお、土砂災害危険区域図 等を活用して作成する場合においても、本指針を参考にする。

#### 【解 説】

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域等をその区域に含む市町村の長が本指針及び解説を参考に作成する。

本指針の適用に当たっては、中央防災会議において定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等避難支援に関する検討会）」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成17年3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等避難支援に関する検討会）」等との整合を図る。

なお、本指針は、現時点においてとりまとめたものであり、今後の土砂災害警戒区域等の運用に応じて適切な改訂を行う。

#### < 本指針の留意事項 >

土砂災害警戒区域の指定がなされていない場合においては、土砂災害危険区域図の活用等により、本指針を参考として土砂災害ハザードマップを作成する。

また、市町村の長は、円滑な警戒避難を確保するため土砂災害と同時に発生しうる災害である洪水、津波、高潮のハザードマップと土砂災害ハザードマップをあわせた総合的なハザードマップを作成することが望ましい。

土砂災害危険区域図；既往の危険箇所調査における土石流危険渓流および危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所における区域、地すべり危険箇所における区域を記載した図面

## 第2章 土砂災害ハザードマップの記載項目

### 第4 土砂災害ハザードマップの記載項目

土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載する。その際、「共通項目」については必ず記載し、「地域項目」については地域の実情にあわせて記載する。

#### 【解説】

土砂災害ハザードマップは、住民へ配布・公表し、警戒避難時等に活用されることを前提としているため、土砂災害ハザードマップの記載項目は、以下の2項目に分類し、限られた紙面の中で必要な情報を簡潔かつ住民にわかりやすく記載する。

#### (1) 共通項目

「共通項目」とは、土砂災害防止法第7条第3項及びその省令に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

#### (2) 地域項目

「地域項目」は、土砂災害防止法第7条第3項及びその省令に基づき地域の特性に応じて警戒避難時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ情報をいい、記載項目については作成主体である市町村の長が判断する。

「共通項目」と「地域項目」の分類及び記載例を表 - 1 に示す。

表 -1 記載項目の分類及び記載例

	項 目
共通項目	<p>土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類                      (1)土砂災害警戒区域等；土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域                      (2)自然現象の種類；急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り</p>
	<p>土砂災害に関する情報の伝達方法                      (1)伝達手段                          &lt;記載例&gt;                          平常時（広域）：ホームページ、市町村だより、テレビ、ラジオ                          平常時（地域・個別）：回覧板、電話、FAX、ホームページ、電子メール                          警戒避難時（広域）：テレビ、ラジオ                          警戒避難時（地域・個別）：防災行政無線、サイレン、広報車、電話、FAX、電子メール                      (2)伝達経路                          ・行政から住民への情報の伝達経路                          ・住民から行政への情報の伝達経路</p> <p>伝達される情報についても記載することが望ましい。</p>
	<p>急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項                          ・避難場所</p>
地域項目	<p>土砂災害に関する情報の伝達方法                          ・災害時要援護者関連施設への伝達手段及び伝達経路</p>
	<p>急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項                          ・主要な避難路</p>
	<p>その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項                          ・雨量情報                          ・土砂災害警戒情報                          ・警戒避難基準雨量（降雨指標値）                          ・避難準備情報                          ・避難勧告情報                          ・避難指示情報                          ・避難時危険箇所                          ・土砂災害危険区域                          ・土砂災害の特徴                          ・土砂災害の前兆現象                          ・避難が困難な場合の対処方法                          ・土砂災害履歴                          ・避難時の心得                          ・避難時の携行物                          ・夜間時の避難の心得                          ・広域的な警戒避難計画                          ・観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報                          ・その他</p>

### 第3章 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害ハザードマップは、同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）を基本に共通項目と地域項目をわかりやすく表示し、住民等の意見を反映しつつ作成することを原則とする。

図 -1 に土砂災害ハザードマップの作成手順を示す。

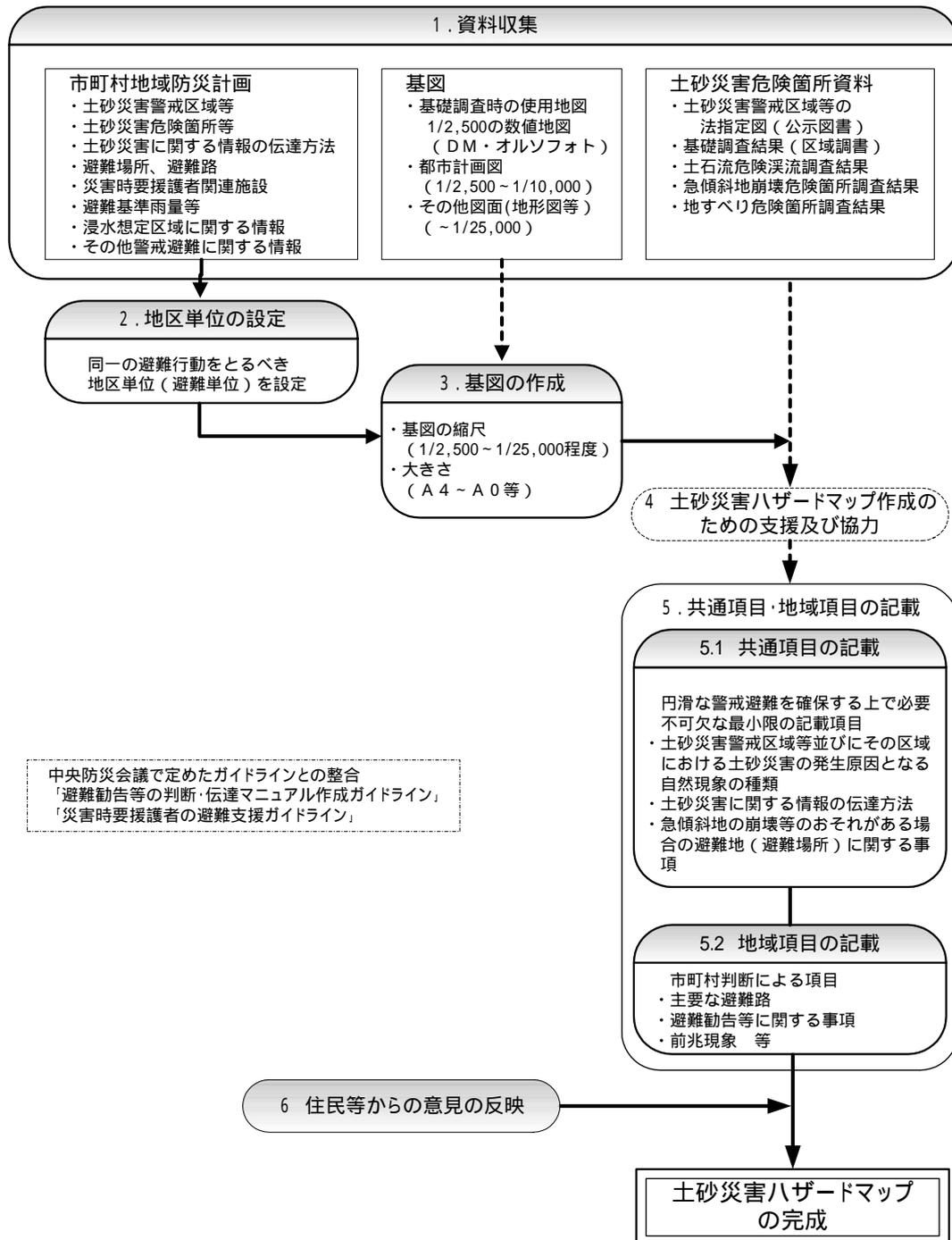


図 -1 土砂災害ハザードマップの作成手順

## 1. 資料収集

### 第5 資料収集

土砂災害ハザードマップ作成に必要となる基図、市町村地域防災計画、土砂災害危険区域情報などの関連資料を地域の実情に応じて収集する。

関連する資料の例を表 -1 に示す。

表 -1 関連資料一覧

資料名	資料内容	共通項目	地域項目
基 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎調査使用図面 1/2,500 の数値地図 (DM・オルソフォト)</li> <li>・都市計画図 (1/2,500～1/10,000 程度)</li> <li>・その他図面(森林基本図、地形図等) (～1/25,000)</li> </ul>	-	-
市町村 地域防災 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等</li> <li>・土砂災害危険区域等</li> <li>・土砂災害に関する情報の伝達方法</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難路</li> <li>・災害時要援護者関連施設</li> <li>・避難基準雨量等</li> <li>・浸水想定区域に関する情報</li> <li>・その他警戒避難に関する情報</li> </ul>		
土砂災害 危険区域 資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等の法指定図(公示図書)</li> <li>・基礎調査結果(区域調書)</li> <li>・土石流危険渓流調査結果</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所調査結果</li> <li>・地すべり危険箇所調査結果</li> </ul>		

## 2. 地区単位の設定

### 第6 地区単位の設定

土砂災害ハザードマップは、同一の避難行動をとるべき地区単位(避難単位)を設定し、その地区単位を基本として作成する。

土砂災害防止法第7条第1項では土砂災害警戒区域ごとに避難体制に関する事項を定めるものとされているが、複数の土砂災害警戒区域等が隣接し、避難場所が共通している場合などは、避難場所や避難路の安全性等を勘案し、同一の避難行動をとるべき地区単位(避難単位)\*を設定し、その地区単位を基本として土砂災害ハザードマップを作成する。

同一の避難行動をとるべき地区単位は、自主防災組織や町内会、避難施設の状況、土砂災害警戒区域・土砂災害危険区域、河川等の浸水想定区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇

\* 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会：避難勧告等の判断・伝達マニュアル 作成ガイドライン、p13、2005年3月

所を勘案して設定する。

### 3 . 基図の作成

#### 第7 基図の作成

土砂災害ハザードマップに用いる基図は、ハザードマップの作成単位、使用する地図の縮尺及び図化範囲等を考慮した上で作成する。

#### 3.1 基図の縮尺

土砂災害警戒区域等毎に作成する場合は、1/2,500 程度が基本となる。また、同一の避難行動をとるべき地区単位が広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて縮尺を変更する。

なお、土砂災害警戒区域を明確に判別するため、基図の縮尺は 1/25,000 より大縮尺とする。

#### 3.2 基図に使用する地図

基図に使用する地図を選定する際、基礎調査を実施した地区では数値地図(縮尺 1/2,500)が図化されている場合が多いため、これを基図として用いることが有効である。なお、既存地形図の作成時期が古く現状と差異がある場合は、基図の修正をする。

### 4 . 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

#### 第8 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

国及び都道府県は、市町村の長が土砂災害ハザードマップを作成するにあたっては、基礎調査結果による土砂災害警戒区域等の区域図、自然現象の種類等を基礎資料として提供するほか、警戒避難に関する技術的支援を積極的に行う。

#### 【解説】

都道府県は土砂災害防止法第4条に基づく基礎調査の実施主体であることから、市町村の長が土砂災害ハザードマップを作成する場合には、基礎調査結果を基礎資料として提供する。また、国及び都道府県は、避難基準雨量、過去の災害実態資料を提供するほか、警戒避難に関する必要な技術的支援を積極的に行う。

## 5 . 共通項目・地域項目の記載

### 5.1 共通項目の記載

#### 第9 共通項目の記載

共通項目とは、土砂災害防止法第7条第3項に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載する項目をいい、全ての土砂災害ハザードマップに記載する。

(1)土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を記載する。

(2)土砂災害に関する情報の伝達方法

市町村地域防災計画に定められた、土砂災害に関する情報の伝達手段及び伝達経路を記載する。

(3)急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

市町村地域防災計画に定められた、同一の避難行動をとるべき地区単位(避難単位)ごとの避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。

#### 【解説】

共通項目とは、土砂災害防止法第7条第3項及びその省令に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目をいい、土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項に分類し、記載する。

(1)土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

法指定図面である土砂災害警戒区域区域図及び土砂災害特別警戒区域区域図を活用し、土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を土砂災害ハザードマップに記載する。なお、土砂災害警戒区域等の指定に至っていない地域においては、既往の土砂災害危険区域もあわせて記載することが望ましい。

(2)土砂災害に関する情報の伝達方法

平常時から住民の防災意識の向上を促すため必要な情報や、警戒避難時の避難行動を促すため必要な情報等の伝達手段、伝達経路等を記載する。

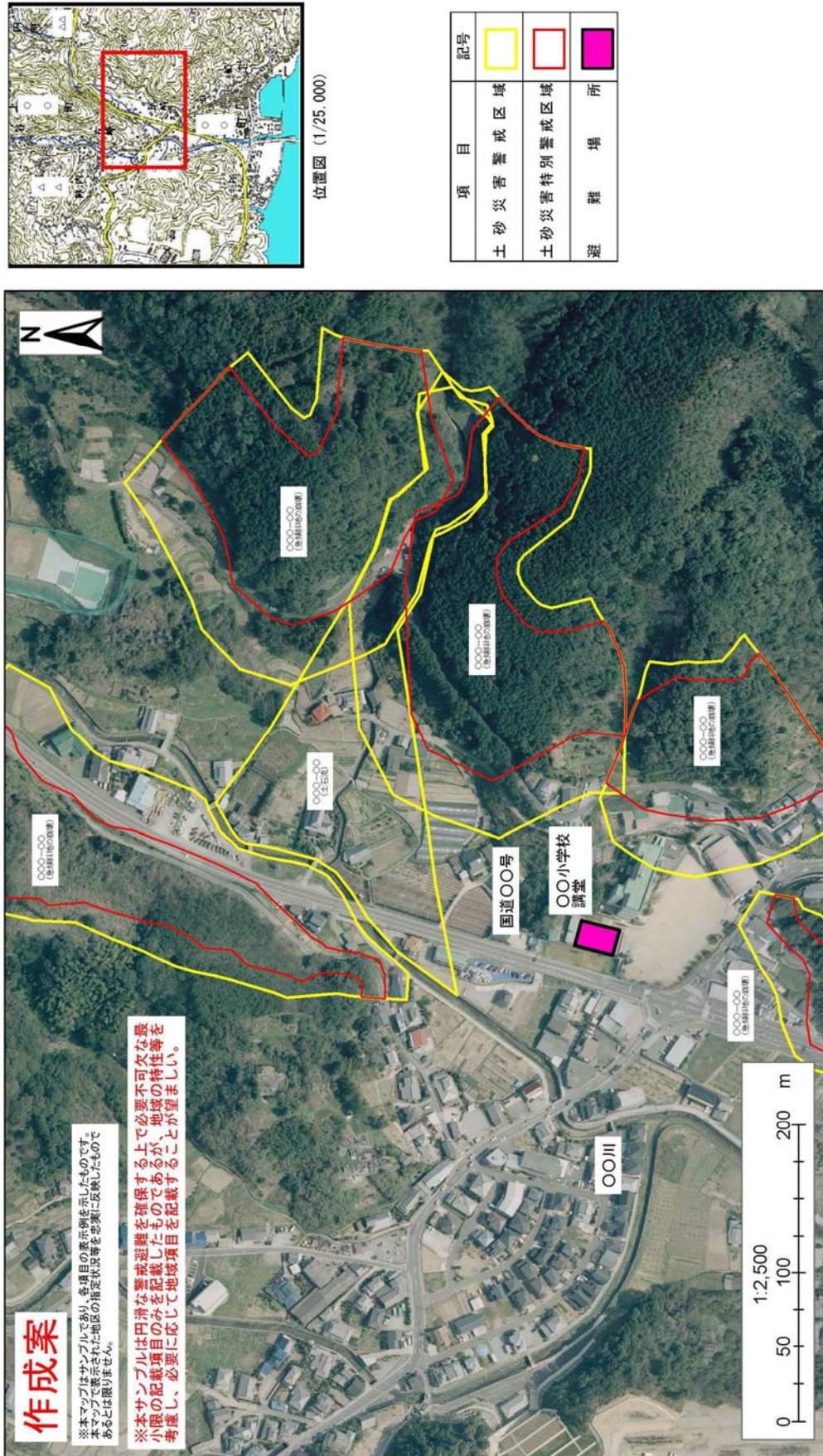
なお、伝達する情報内容については市町村の長において判断するものとし、選定した情報内容に対して、個人情報保護法等を考慮して適切な情報伝達経路、伝達方法を記載する。

(3)急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項

避難場所の位置、名称、所在地、連絡先等を記載する。なお、避難場所の選定については、その位置・経路の土砂災害等に対する安全評価や建物構造の安全性の確認等について別途検討を行う。

# 〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先：  
 〇〇県 〇〇部 電話 〇〇-〇〇〇〇  
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)  
 〇〇市 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇  
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)



## 作成案

※本マップはサンプルであり、各項目の表示例を示したものです。  
 ※本マップに表示された地区の指定状況等を忠実に反映したもので  
 あるとは限りません。

※本サンプルは円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最  
 小限の記載項目のみを記載したものであるが、地域の特徴等を  
 考慮し、必要に応じて地域項目を記載することが望ましい。

〇黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。  
 〇赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。  
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。  
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図 -2(1) 共通項目のみを記載した事例（基盤図にオルソフォトを用いた場合）

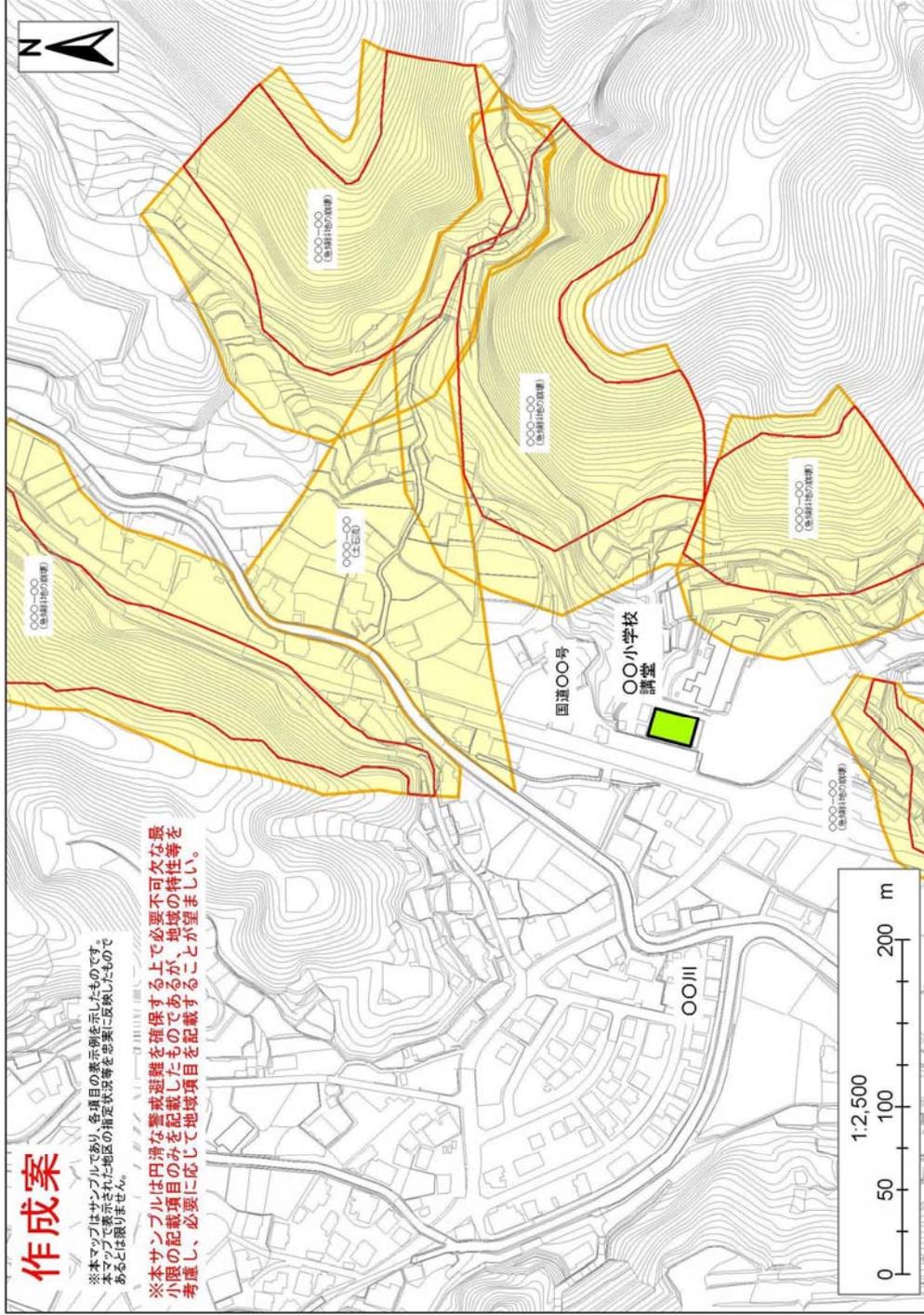
# 〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先： 〇〇部 電話 〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇課 ホームページ (http://〇〇-〇〇〇〇)  
 〇〇市 電話 〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇課 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇)



位置図 (1/25,000)

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
避難場所	



**作成案**

※本マップはサンプルであり、各項目の表示例を示したものです。本マップで表示された地区の特定状況等を忠実に反映したものであるとは限りません。

※本マップは円滑な警戒避難を確保する上で必要不可欠な最小限の記載項目のみを記載したものであるが、地域の特性を考慮し、必要に応じて地域項目を記載することが望ましい。

〇黄色で囲った範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。  
 ○赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。  
 ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。  
 ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図 -2(2) 共通項目のみを記載した事例(基盤図にDMを用いた場合)







## 5.2 地域項目の記載

### 第10 地域項目の記載

「地域項目」とは、土砂災害防止法第7条に基づき円滑な警戒避難を確保する上で必要に応じて記載する項目で、警戒避難時に活用できる情報や、平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいう。記載する項目については作成主体である市町村の長が地域の特性や実情に応じて判断する。

#### 【解説】

地域項目とは、共通項目以外で地域の特性に応じて警戒避難時に活用できる情報や平常時における住民の土砂災害に関する意識啓発等に役立つ項目をいい、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項に分類し、記載する。なお、記載項目については、作成主体である市町村の長が土砂災害ハザードマップに掲載するかどうかを適宜判断した上で整理する。

#### 【記載項目例】

土砂災害に関する情報の伝達方法

- ・災害時要援護者関連施設への伝達経路

急傾斜地の崩壊等のおそれのある場合の避難地に関する事項

- ・主要な避難路

その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- ・避難準備情報、避難勧告、避難指示

行政（市町村の長）が避難勧告等を発令するまでの流れを掲載することが望ましい。

- ・避難時危険箇所

住民が避難行動を取る際に浸水、津波及び高潮等の危険が及ぶことが想定される箇所を記載する。

- ・土砂災害危険区域
- ・土砂災害の特徴
- ・土砂災害の前兆現象

自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）別に、具体的な前兆現象を記載する。

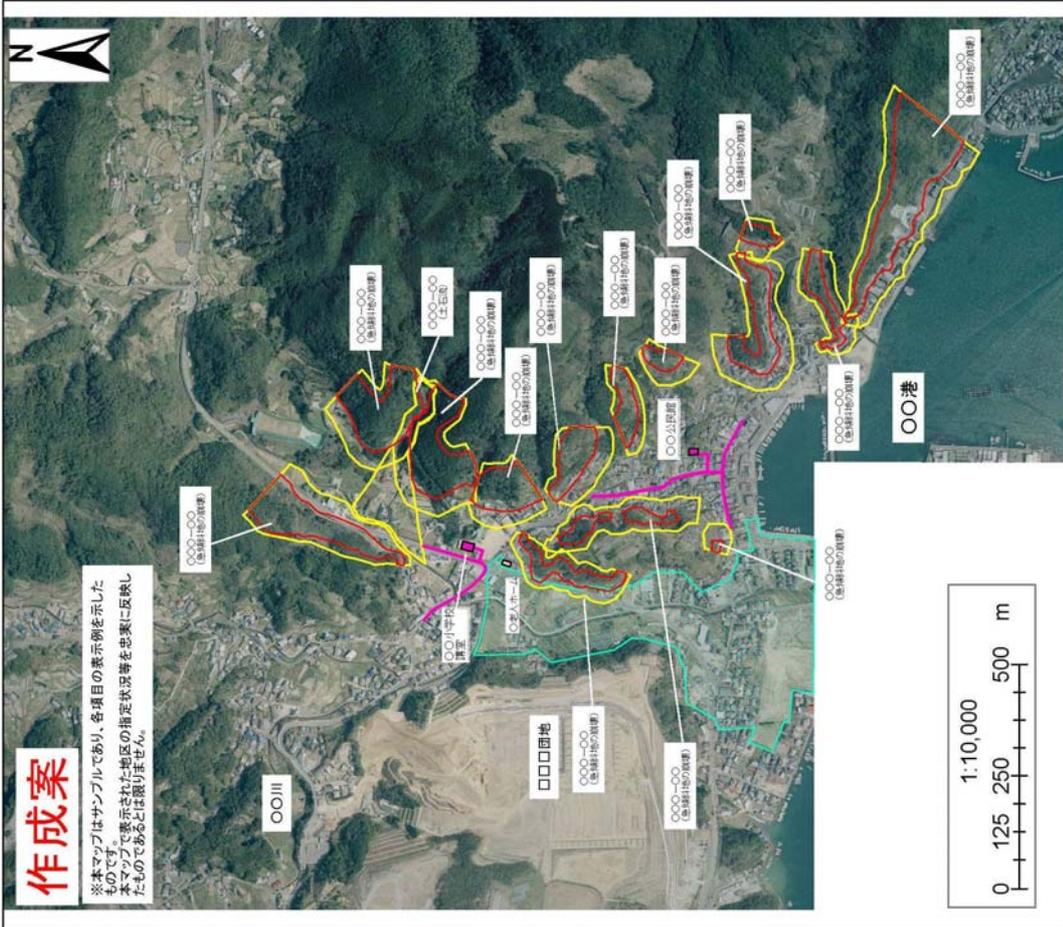
- ・避難が困難な場合の対処方法
- ・土砂災害履歴
- ・避難時の心得
- ・避難時の携行物
- ・夜間時の避難の心得
- ・広域的な警戒避難計画
- ・観光客等を対象に警戒避難を確保する上で必要な情報
- ・前兆現象を確認した場合の連絡方法
- ・災害時要援護者に対する配慮
- ・その他





# 〇〇市〇〇町〇〇地区 土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先：  
 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇  
 〇〇部 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇  
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)  
 〇〇市 〇〇課 電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇  
 ホームページ (http://〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)



黄色でぬりつぶされた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。  
 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

- 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
- 土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があります。
- また、土砂災害警戒区域周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

図 -3(3) 共通項目及び地域項目を記載した事例（基盤図にオルソフォトを用い、(1)より小縮尺の地図を使用した場合）





## 6 . 住民等からの意見の反映

### 第 1 1 住民等からの意見の反映

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの作成にあたって、説明会の開催等により、住民等の意見が反映されるように努める。

#### 【解 説】

土砂災害ハザードマップは、住民が警戒避難時等に活用することを主目的として作成することから、土砂災害ハザードマップ案を説明して示す等して、住民等からの意見聴取などを行い、地域の実情、土砂災害履歴等、地域特性を最終的なハザードマップに反映させるよう努める。

住民等からの意見の主な聴取方法を以下に示す。

住民に対する説明会や縦覧の実施

住民の代表者（自治会長等）への説明会の実施

地域の実情や防災に詳しい学識経験者への説明

警察、水防団、消防団等からの意見聴取

その他

## 第4章 住民等への周知・普及

### 第12 住民等への周知・普及

市町村の長は、作成した土砂災害ハザードマップが有効に活用されるよう住民等に対し、速やかに公表・配布し、その周知・普及を図る。

#### 【解説】

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するためには、土砂災害ハザードマップを公表するだけでなく、住民等に対して土砂災害ハザードマップの意義や記載されている情報の説明を繰り返し周知・普及することが効果的である。

市町村の長は、作成した土砂災害ハザードマップが避難時に有効に活用されるよう、住民等に対し以下の手法等により速やかに公表・配布する。

#### 【住民等への周知・普及方法（例）】

土砂災害ハザードマップを印刷物として配布するなど適切な方法により、各世帯に提供する。

インターネットの利用等の適切な方法により、住民が土砂災害ハザードマップの提供を受けられる状態におく。

土砂災害ハザードマップを利用した防災訓練（避難訓練等）を実施する。

学校等において土砂災害ハザードマップを利用した防災教育を実施する。

土砂災害ハザードマップを観光情報と併せて周知し、観光客にも普及させる。

・観光パンフレットと同時配布

・市町村観光情報サイトに土砂災害ハザードマップを掲載

・駅・観光施設等での掲示・配布

その他

## 第5章 その他

### 1. 広域的な警戒避難計画

#### 第13 広域的な警戒避難計画

市町村内に安全な避難場所がない場合等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、当該市町村の長等は市町村間（都府県間）の十分な事前調整を図った上で土砂災害ハザードマップ（広域土砂災害ハザードマップ）を作成する。

#### 【解説】

土砂災害警戒区域等が広範囲に及ぶ等、市町村界（都府県界）を越えて住民の避難を必要とする場合は、

- ・市町村（都府県）を越えた避難を踏まえた避難体制の構築
- ・市町村（都府県）間での避難情報の共有

等が必要となる。これらの事項について市町村間（都府県間）において事前調整を行った上で土砂災害ハザードマップを作成する。

### 2. 記載内容の更新

#### 第14 記載内容の更新

市町村の長は、土砂災害ハザードマップの記載内容に変更があった場合には、土砂災害ハザードマップの更新を適宜行い、その周知・普及を図る。

#### 【解説】

市町村の長は、土砂災害警戒区域等の指定の変更等があった場合や、避難場所の新設・変更等地域防災計画が修正された場合などには、土砂災害ハザードマップの適宜更新を行うとともに、公表・配布し、その周知・普及を図る。その際、表示方法の工夫などもあわせて行う。